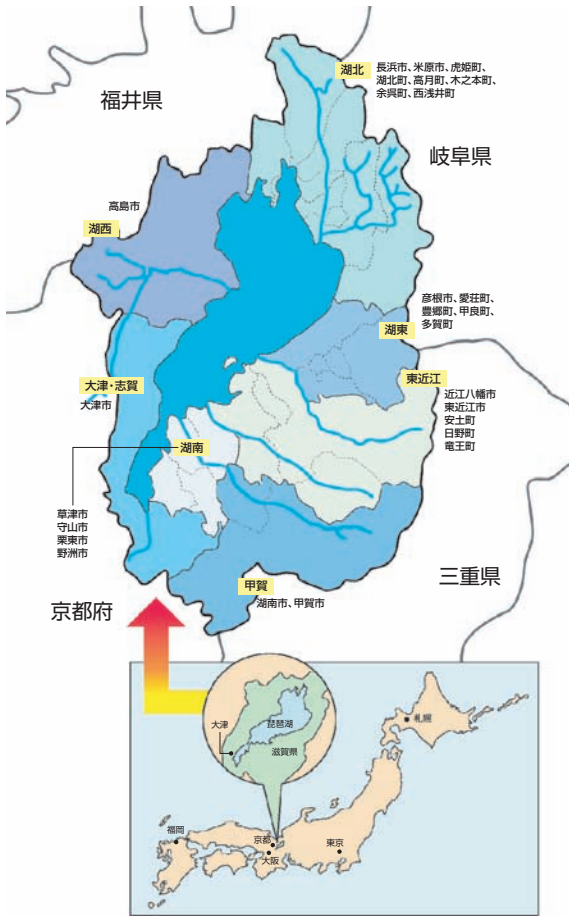


# 滋賀県の地勢

## 滋賀県の位置、地勢



滋賀県の地勢

琵琶湖のあらまし

滋賀県の環境行政の枠組み

豊かで美しい自然環境の保全

健全な水環境の保全

快適な生活環境の保全

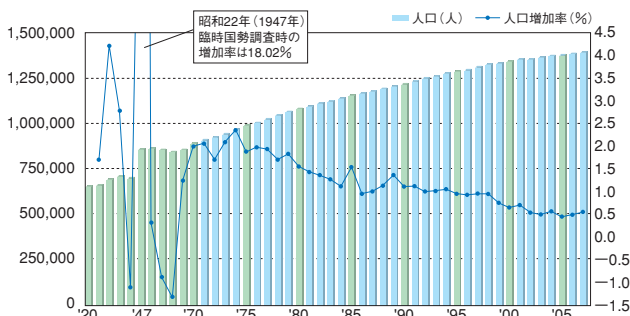
クリーンな新エネルギーの開発・導入

ゼロ・エミッションの取組の推進

滋賀県は、日本列島のほぼ中央に位置し、面積は国土の約1%となっています。周囲を1,000m前後の高い山々に囲まれ、中央部に県の面積の約6分の1を占める琵琶湖があります。このため、複雑な気候を示しています。

## 人口の変化

平成19(2007)年10月1日現在の県の人口は1,394,809人です。人口増加率は平成7年から12年まで全国1位、平成12年から17年まで全国5位となるなど、有数の人口増加県となっています。

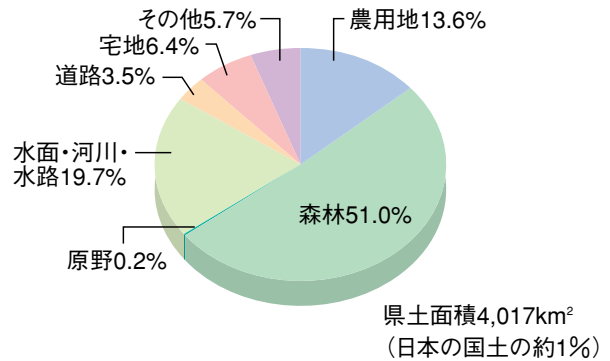


滋賀県庁の環境負荷低減への取組

滋賀の環境のあゆみ

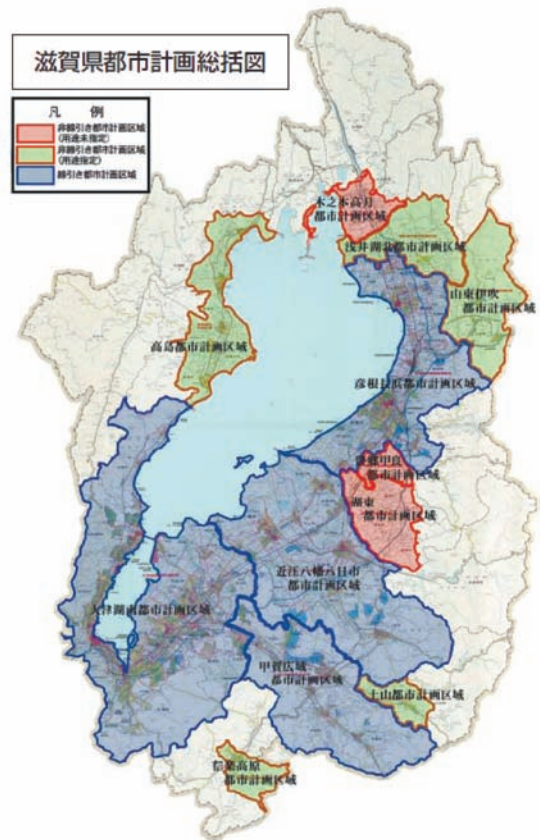
## 土地利用の状況

◆土地利用状況(平成18(2006)年10月1日現在)



## 都市計画

都市計画区域は、都市計画を策定する地域の単位となるものであり、自然的、社会的諸条件などを勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発および保全する必要のある区域を指定するものです。県では、12の都市計画区域が指定されており、含まれる市町のうち24市町です。都市計画区域面積は197,549haで、県土の約1/6を占める琵琶湖の面積を除くと県土全体の59%にあたります。



都市計画区域マスタープランについてはこちらから  
[WEB http://www.pref.shiga.jp/h/toshi/toshikeikaku/toshikeikakunogaiyou.html](http://www.pref.shiga.jp/h/toshi/toshikeikaku/toshikeikakunogaiyou.html)